

9-① 津波注意報・津波警報発令

塩竈市立第二小学校は高台にあるため、津波による浸水等の可能性は低いですが、学区の中には、今回の東日本大震災で床上浸水や床下浸等大きな被害を受けた、藤倉や北浜地区などが含まれている。そのため、登校時や下校時の慎重な対応が必要とされる。また市の指定避難所にもなっているため、児童の安全はもちろんのこと避難所として地域の方の安全な生活を考える業務も担っている。

今回の経験を踏まえ、本校の基本対応を、以下の点について整理した。

(1) 児童の安全確保

- ※ 場合によっては、学校に留め置くことも考慮する。
- ※ 学校及び学区内の津波による浸水等が予想される場合は、大津波警報、津波注意報が解除になるまで避難場所での待機を継続する。(引き渡しは行わない)

(2) 校長が体制・配置・分担を指示《第二小学校災害対策本部設置》

- ※ 負傷者の手当と行方不明者の捜索方法
- ※ 地域の情報の収集
- ※ 校舎の点検《避難場所として使用可能かどうか》

(3) 負傷者・行方不明者の確認と救出・救助

(4) 負傷者・行方不明者の保護者への連絡

- ※ 家庭へ電話連絡つかない場合は、直接家庭へ向かう。

(5) 教頭は関係機関に連絡・報告《人的・物的被害状況及び対策》

- ※ 緊急メールで連絡不能の時はメッセージ掲示板や171伝言ダイヤルでの連絡を行う。

(6) 施設設備の点検と避難場所提供の準備

(7) 職員家族の安否確認

<避難所としての役割>

- (1) 市の防災担当課等と避難所運営の支援や学校の開錠の方法等について事前に協議し、共通理解をしておく。
- (2) 遠隔地地震によって発表される津波に関する情報により地域住民が避難する可能性があることも踏まえておく。
- (3) 学校長の業務、教職員の業務を明確にする。
- (4) 備蓄すべき機材(暖房用物資・無線機・発電機等)や食料・水などの確保。
- (5) 教職員の健康や安全に配慮した体制作り。